

定住促進子育て応援住宅

住まいるハウス

入居者募集要項



大分県
豊後高田市



豊後高田市子育て応援住宅 「住まいるハウス」入居者募集要項

定住促進と子育て世帯の応援のため、西真玉地区に家庭菜園付きの戸建の市営住宅「住まいるハウス」の入居者を次のとおり募集します。

1 住宅の所在地 豊後高田市西真玉2138番地1

2 募集棟数 1棟（A棟）

3 構造及び広さ等 【建物】木造2階建て 3LDK（物置付き）
95.92㎡
【敷地】224.91㎡～299.82㎡
（駐車スペース2台、家庭菜園付き）

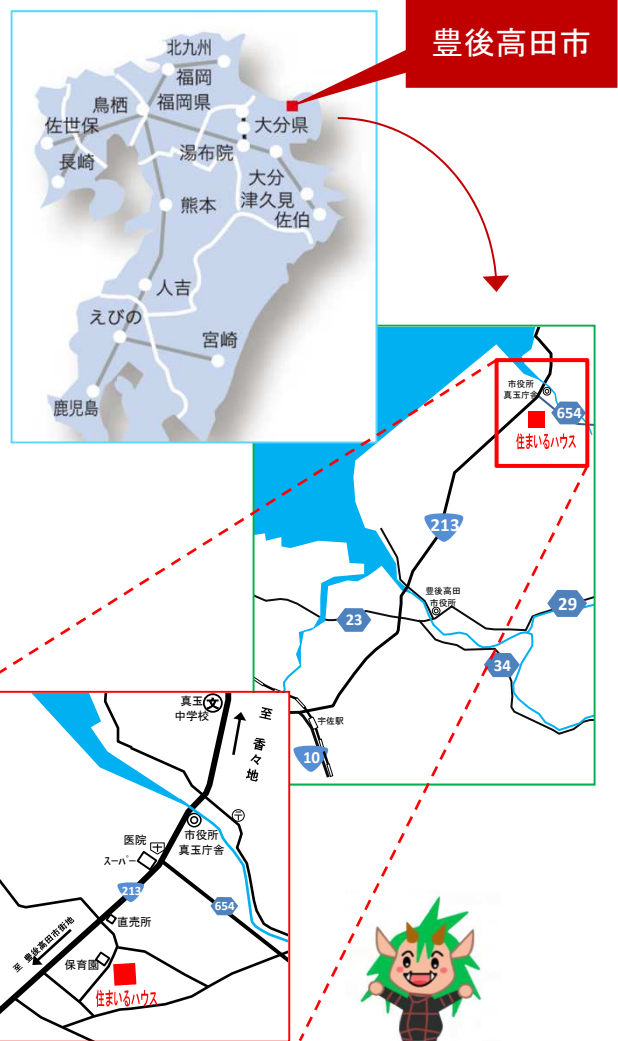
4 部屋の間取り及び位置図



2F

1F

各棟の配置は、表紙を参考にし
てね♪



豊後高田市

※若干仕様が変更となることもあります。

場所はココだよ♪





5 入居申込ができる方（入居申込日において次のすべてを満たす方）

- ①小学生以下の子を扶養し、現に同居している世帯又は現在妊娠中で、かつ、母子健康手帳の交付を受けている世帯
- ②本市に居住していること又は市外から転入して本市に居住しようとしていること（※住まいるハウスに住所を移す必要があります。）
- ③世帯の前年所得合計額が189万6千円以上584万4千円以下であること
- ④世帯員全員が市税を滞納していないこと
- ⑤世帯員全員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないこと

6 入居できる期間

次のどちらか短い期間

- ①同居する子が中学校を卒業するまで
（ただし、同居する子が引き続き高等学校に通学する間に限り、市長の承認を得て、延長することが出来ます。）
- ②入居してから10年経過した年度の3月31日まで

7 家賃及び敷金

- ①家賃 48,000円/月
- ②敷金 144,000円（家賃の3か月分）

8 入居申込の期間及び場所

- ①申込期間 令和4年4月8日（金）より令和4年4月25日（月）まで
【市外在住者限定】
（申込者がいなかった場合）
令和4年4月27日（水）より令和4年5月11日（水）まで
【市内・外在住者】
- ②申込場所 〒879-0692 大分県豊後高田市是永町39番地3
豊後高田市地域活力創造課 定住促進係
※お持ちいただくか、ご郵送（当日消印有効）ください。

◎入居申込に必要な書類

- ①子育て応援住宅入居申込書
- ②添付書類
 - ・入居する世帯員全員の住民票の写し
 - ・入居する世帯員全員（16歳未満除く）の所得証明書（控除内訳あり）
 - ・入居する世帯員全員（16歳未満除く）の市町村税の完納証明書等
 - ・入居する世帯員全員が暴力団員でないことを誓約する書面
 - ・その他市長が必要と認める書面
（婚約者との入居を希望する場合は、婚約を証明する書類が必要です。）

9 入居者の選考方法

入居者は、市外在住の方で子どもの人数などにより、書類選考させていただきます。

※なお、応募数が募集数を超えない場合も選考で入居者を決定します。





10 入居決定時期

令和4年4月下旬



11 入居可能日

令和4年5月1日以降

※入居可能日より家賃が日割りで発生します。



12 その他の入居条件

(1) 豊後高田市ケーブルネットワークへの加入が必要です。

(料金) ケーブルテレビ基本料金	1, 296円/月
通信サービス (ひかり電話基本料金込み)	1, 684円/月
合計額	2, 980円/月

※このほかにひかり電話開通工事費 (新規番号取得の場合は、1, 944円) と毎月のひかり電話通話料が必要です。

※インターネット接続は別途料金が必要です。

(2) 自治会への加入並びに協力

自治会へ必ず加入してください。また、自治会活動へは積極的に参加してください。

(3) 入居決定後の手続き

選考で入居が決まった方へ市より「入居決定通知」を送付します。その通知を受けた日から10日以内に次の手続きが必要です。

① 請書等の提出

原則、大分県内に居住し、独立の生計を営み、かつ入居決定者と同程度以上の収入を有する2名の連帯保証人が連署した請書などを提出ください。

② 敷金の納付 (家賃の3か月分144, 000円を納付してください。)

※水道料金、下水道料金、電気料金などは自己負担となります。

※「住まいるハウス」では、犬・猫などのペットの飼育はできません。



13 見学会等

随時見学の受付を行っています。

詳しくは地域活力創造課までお問い合わせください。



14 その他

- 破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓その他付帯施設の構造上重要でない部分の修繕は入居者が行ってください。
- 家庭菜園付きの庭や駐車場等は、入居者が責任を持って管理をお願いします。※退去の際に現況に戻す必要があるため、植樹等は避けてください。
- 住まいるハウスの居室の一部 (リビング及び居室3部屋…間取り図の①~④) の照明は未設置ですので、好みの照明器具を入居者が設置してください。

